



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 3

### 収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・4件…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 委託した収納事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る元利償還金の収納事務
- 受託者の名称及び所在地
  - 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 沖縄県告示第267号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
名護加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数5トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	名護市宮里五丁目15番24号翁長アパート203号 宮里達也 名護市大西一丁目19番17号 玉城美喜雄
名護加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	名護市港一丁目5番13号コーポツハ201号 津波浩 名護市字為又1220番地277 小野泰輝
名護加入区	ソデイカ旗流し漁業（総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し	名護市大北三丁目25番28号 玉城周幸 名護市字宇茂佐1502番地8 仲間勝幸

漁業)

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年7月8日から同年8月8日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和4年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄

県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 令和4年7月8日（金曜日）から同月22日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和4年7月8日付け沖縄県公報定期第5043号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和4年7月29日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にある場合は1日以内に、沖縄本島以外にある場合は2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和4年7月29日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和4年7月8日(金曜日)から同月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和4年7月8日(金曜日)から同月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年8月19日(金曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和4年7月8日(金曜日)から同月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。

電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和4年8月18日(木曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED

Lease of computers for students including sets of application software 1 set

(2) DELIVERY DUE DATE

Will be specified on our explanatory pamphlet.

(3) BID OPENING

Date and Time: August 19, 2022 (Friday) 10:00 a.m.

Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room

(4) POINT OF CONTACT

Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,

1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan

Telephone 098-866-2711

## 収用委員会事項

**沖縄県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年7月8日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄県

2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業1・5・1号幸地インター線（沖縄県中頭郡西原町字翁長及び同町字幸地地内）

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
西原町字幸地下千増	507番	畑	原野	1,015	1,015.87	21.30	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の5036-1、4584、4585、5037-1、C28-1、C3-1及び5036-1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人亡翁長政市法定相続人である全員又は一部の者 (法定相続人) 澤岬初恵	Travessa Padre Navarro, 41 Vila Alzira, Santo Andre-SP, BRASIL
翁長良雄	Theranova II Avenida Omar Daibelt 01-F333, Cidade sao bernardo do campo SP, BRASIL
翁長静子	R. Irani, 100, Vila Apiai, Santo Andre-SP, BRASIL
翁長フミ	Rua Evaristo de Morais, 579, Jd. Estella, Sto Andre, SP, BRASIL
翁長良勝	住所不明
翁長スミ子	住所不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年5月12日

**沖縄県収用委員会告示第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年7月8日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道石垣空港線道路改築事業（沖縄県石垣市字平得平得地内から同市字盛山盛山地内まで）並びに県道、市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字真栄里東原	574番	宅地	宅地	1,797.00	1,803.91	455.83	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のA235、3037、3036、3035、3034、A3141、A482、A481、A227及びA235の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
上地稔	石垣市字大川84番地9

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄振興開発金融公庫 理事長 川上好久	那覇市おもろまち1丁目2番26号	抵当権 平成10年12月9日第6758号 根抵当権 平成18年2月23日第1051号
西日本電信電話株式会社 代表取締役 小林充佳	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	賃借権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年6月9日

**沖縄県収用委員会告示第3号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年7月8日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道石垣空港線道路改築事業（沖縄県石垣市字平得平得地内から同市字盛山盛山地内まで）並びに県道、市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字真栄里東原	570番10	雑種地	宅地	2,729	2,729.57	140.71	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のA455、A482、A3141、A3033、A3140及びA455の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
高嶺栄造	石垣市字平得328番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
有限会社ホンダ販売石垣 代表取締役 上地稔	石垣市字真栄里574番地	賃借権設定請求権仮登記 平成29年5月29日第2241号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年6月9日

沖縄県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年7月8日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道石垣空港線道路改築事業（沖縄県石垣市字平得平得地内から同市字盛山盛山地内まで）並びに県道、市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字大浜南後原	839番7	原野	雑種地	666	665.92	308.44	注1
石垣市字大浜南後原	839番16	原野	雑種地	192	197.87	85.90	注2
石垣市字大浜南後原	839番45	宅地	雑種地	270.40	270.36	187.83	注3

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の775、160、161、3002、88、776、w917及び775の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の776、88、KK454、777及び776の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注3 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の774、224、161、160、775、w911及び774の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
南海自動車株式会社 代表取締役 福里浩介	石垣市字大浜842番地の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄日野自動車株式会社 代表取締役 福里浩介	豊見城市字豊崎3番地68	根抵当権 平成18年12月25日第7406号 根抵当権 平成11年1月21日第385号
株式会社琉球銀行 代表取締役 川上康	那覇市東町2番1号那覇ポートビル	根抵当権 平成19年7月30日第4749号

株式会社沖縄海邦銀行 代表取締役頭取 新城一史	那覇市久茂地2丁目9番12号	根抵当権 平成24年10月9日第4632号
沖縄振興開発金融公庫 理事長 川上好久	那覇市おもろまち1丁目2番26号	根抵当権 平成25年11月13日第5172号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年6月9日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--